

健康日本21(第二次)の中間評価の進め方(案)

1. 検討の方法

中間評価に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、すでに部会の下に設置されている健康日本21(第二次)推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)において、部会と連携しながら、また検討状況に応じて専門委員を追加するなどしながら作業を進める。

2. 検討の内容

(1) 目標に対する実績値について

目標項目ごとの直近実績値に係るデータ分析等

(2) 諸活動の成果について

国、自治体、企業や団体等の取組(成果)の評価

(3) 今後取り組むべき課題について

3. 今後のスケジュール

中間評価については、健康格差の目標項目である都道府県別健康寿命の算定期間を考慮し、平成30年の夏頃を目途に取りまとめることとし、今後、部会及び専門委員会を随時開催し、検討を進めていくこととする(別紙1)。

参考

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（抜粋）

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、国が具体的な目標を設定するに当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的な目標を設定するものとする。

なお、具体的目標については、おおむね10年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後5年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会及び専門委員会の今後の日程

(部会)	(専門委員会)
○第40回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 平成28年12月16日(金) 〔・これまでの専門委員会の状況報告 ・中間評価の進め方〕	
↓	★専門委員会 29年2月17日(金) (中間評価の評価方法等) ★専門委員会 29年5月 (実績値の評価等) ★専門委員会 29年6月 (実績値の評価等、今後の方策)
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 29年7月 〔・中間評価の進捗状況〕	
↓	★専門委員会 29年9～10月 (報告書骨子案)
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 29年11～12月 〔・中間評価報告書骨子案〕	
↓	★専門委員会 30年1～2月 (報告書素案) ★専門委員会 30年5～6月 (報告書案) ※都道府県別健康寿命算定値公表
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 30年6～7月 〔・中間評価報告書案の最終審議〕	